

○やまぐちリフレッシュパーク設置及び管理条例

平成17年10月1日

条例第90号

(設置)

第1条 市民の心身の健康増進及びスポーツの普及振興を図るため、やまぐちリフレッシュパーク（以下「リフレッシュパーク」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 リフレッシュパークの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
やまぐちリフレッシュパーク	山口市大内長野1107番地

(管理)

第3条 リフレッシュパークの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第8条に規定する利用の許可、第9条に規定する利用の制限、第10条に規定する利用許可の取消し等、第18条に規定する原状回復の義務及び第20条に規定する営業の許可等に関すること。

(2) 第12条に規定する利用料金の徴収、第13条に規定する利用料金の減免及び第14条に規定する利用料金の還付その他利

用料金に関すること。

(3) リフレッシュパークの施設及び附属設備の維持及び修繕に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務に関して市長が必要と認めること。

(指定管理者の管理指定期間)

第5条 指定管理者がリフレッシュパークの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当日）から起算して5年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

2 市長が、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、次に指定された指定管理者がリフレッシュパークの管理を行う期間は、前項の規定にかかわらず、管理を開始した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(休場日)

第6条 リフレッシュパークの休場日は、月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）及び12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、プールについては、9月1日から翌年の6月30日までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。

(利用時間)

第7条 リフレッシュパークの利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

施設	利用時間
総合体育館	午前9時から午後10時まで（夜間照明設備のないグラウンドについては、日没まで）
グラウンド	
テニスコート	
プール	午前9時30分から午後6時まで（専用利用は、午前8時30分から午後6時まで）

（利用の許可）

第8条 リフレッシュパークを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更するときも、また同様とする。

2 指定管理者は、リフレッシュパークの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、リフレッシュパークの利用を許可しないことができる。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- （2） 建造物又は附属設備を損傷するおそれのあるとき。
- （3） 前2号の規定にかかわらず、管理運営上リフレッシュパークを利用させることが適当でないとき。

（利用許可の取消し等）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許

可事項を変更し、又は許可を取消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。

(2) 正規の手続によらないで利用の目的、内容等を変更したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前3号の規定にかかわらず、管理上の都合により、指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(利用料金)

第11条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、
適当と認めるときは、指定管理者にリフレッシュパークの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表第1から別表第6に定める基準額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。ただし、当該指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない

ない。

(利用料金の徴収)

第12条 利用者は、前条の利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、後納させることができる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(特別な設備)

第15条 利用者は、リフレッシュパークに特別な設備を設置し、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用者の義務)

第16条 利用者は、リフレッシュパークの利用期間中、施設を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 利用者は、リフレッシュパークの秩序を保つために必要な措置を講じなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、リフレッシュパークの利用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、リフレッシュパークの利用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに設備その他を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを行い、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第19条 利用者は、故意若しくは過失により、建造物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(営業の許可等)

第20条 指定管理者は、リフレッシュパークへ入場する者の利便を図るため、リフレッシュパーク内において物品の販売その他の営業を行うための許可をすることができる。

2 指定管理者は、前項の規定による許可に際しては、リフレッシュパークの管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者は、別表第7に定める利用料金を前納しなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前のやまぐちリフレッシュパーク条例（平成10年山口市条例第8号）又はやまぐちリフレッシュパーク条例施行規則（平成10年山口市教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(特例措置)

- 3 平成17年10月1日から平成19年3月31日までの間は、財団法人山口市公営施設管理公社を第3条の規定により指定した指定管理者とする。

附 則（平成21年12月18日条例第45号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、教育委員会の職務権限によりなされた処分、手続その他の行為のうち、この条例の規定により市長が管理し、及び執行するものとした事務に係るものにあつては、この条例の施行の日以後においては、市長によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年6月28日条例第46号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のやまぐちリフレッシュパーク設置及び管

理条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用にかかる利用料金について適用し、同日前の利用にかかる利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月19日条例第58号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成27年6月25日条例第39号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月14日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和3年3月18日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第3項の規定 公布の日

（2） 別表第4冷暖房設備（メインアリーナ）の項の次に次のように加える改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

（令和3年規則第51号で令和3年7月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のやまぐちリフレッシュパーク設置及び管

理条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 改正後の条例別表第4の規定による利用の申込みその他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和3年12月20日条例第37号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

施設基本利用料金基準額

利用区分				単位	利用料金
総合体育館	競技場	スポーツ（職業として行うものを除く。）のため利用する場合	メインアリーナ	1時間	円 1,815
			サブアリーナ	1時間	275
		その他の場合	メインアリーナ	1時間	7,260
			サブアリーナ	1時間	1,100
	多目的室	スポーツ（職業とし		1時間	55

	て行うものを除く。)のため利用する場合		
	その他の場合	1 時間	2 2 0
選手控室	スポーツ（職業として行うものを除く。)のため利用する場合	1 時間	5 5
	その他の場合	1 時間	2 2 0
観客席	スポーツ（職業として行うものを除く。)のため利用する場合	1 時間	2 7 5
	その他の場合	1 時間	1 , 1 0 0
グラウンド（ソフトボール 1 面につき）		1 時間	2 7 5
テニスコート（1 面につき）		1 時間	1 6 5

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。
- 2 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの利用料金は、規定の利用料金の 2 倍の額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日をいう。）の利用料金は、

規定の利用料金に100分の20を乗じた額を加算する。

4 観客席の一部を利用する場合において、その利用面積が全体の面積の2分の1以下のときの利用料金は、規定の利用料金に100分の50を乗じた額とする。ただし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 グラウンドの全面を利用するときの利用料金は、ソフトボール2面分の額とする。

6 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2（第11条関係）

面利用料金基準額

利用施設	利用単位	時間単位	利用料金
メインアリーナ及びサブアリーナ床面	1面（メインアリーナ全面の10分の1とし、サブアリーナ全面の3分の1とする。）	1時間	円 52
メインアリーナ及びサブアリーナ照明施設	1面（メインアリーナ全面の10分の1とし、サブアリーナ全面の3分の1とする。）	1時間	147

	る。)		
--	-----	--	--

備考 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第3（第11条関係）

個人利用料金基準額

利用施設	時間区分	利用料金
トレーニングルーム	1回（4時間以内）	1人1回につき 210円

別表第4（第11条関係）

附属設備基本利用料金基準額

区分	単位	利用料金の額
冷暖房設備（メインアリーナ）	1時間	20,000円の範囲内で市長が定める。
冷暖房設備（サブアリーナ）	1時間	5,000円の範囲内で市長が定める。
冷暖房設備（その他）	1時間	1,000円の範囲内で市長が定める。
放送設備	一式	1回につき 10,000円の範囲内で市長が定める。
体育関係設備器具	一式、1台、又は1脚	1回につき 10,000円の範囲内で市長が定める。

その他の設備器具	一式、1台、	1回につき 10,000円の範 囲内で市長が定める。
	又は1脚	

備考 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの利用料金は、規定の利用料金の2倍の額とする。

別表第5（第11条関係）

照明施設基本利用料金基準額

区分			単位	利用料金の額
メインアリーナ	全面	全灯	1時間	3,300円
		2分の1灯	1時間	1,650
		3分の1灯	1時間	1,100
	2分の1面	全灯	1時間	1,650
		2分の1灯	1時間	825
		3分の1灯	1時間	550
サブアリーナ	全面	全灯	1時間	660
		3分の2灯	1時間	440
	2分の1面	全灯	1時間	330
		3分の2灯	1時間	220
第1グラウンド	全面	1時間	4,180	
	2分の1面	1時間	2,090	
テニスコート	1面	1時間	385	

備考

- 1 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又

は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの利用料金は、規定の利用料金の2倍の額とする。

- 2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第6（第11条関係）

プール利用料金基準額

種別		利用料金の額	
個人利用 (1人1回につき)	大人(高校生以上)	円 210	
	小人(中学生以下)	100	
団体利用	50人以上	大人(1人)	168
		小人(1人)	84
	100人以上	大人(1人)	126
		小人(1人)	63
専用利用	午前8時30分から正午まで	5,500	
	午後1時から午後6時まで	11,000	
	午前8時30分から午後6時まで	16,500	

備考

- 1 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの利用料金は、規定の利用料金の2倍の額とする。
- 2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第7（第20条関係）

施設内営業利用料金基準額

区分	単位	利用料金の額
建物の一部占有	1日1平方メートル	440円
土地の一部占有	1日1平方メートル	110
立売営業	1日1人	440

備考

- 1 1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとする。
- 2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。